

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第10号

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年見附市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条の表を次のように改める。

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	日当 (1日に つき)	宿泊費 (1夜に つき)	宿泊手当 (1夜につ き)
内国	県内	普通運賃	2等運賃	実費	実費	2,000円	実費 省令別表 第3に掲 げる額
旅行	県外	普通運賃	2等運賃また は1等運賃	実費	実費	2,000円	
外国旅行	最上級運賃	最上級運賃	実費	実費	—		
備考	1 座席指定料金は、県外旅行の場合に限り支給する。 2 特別車両料金を徴する鉄道による旅行をする場合には、運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金のほか特別車両料金を支給する。 3 特別船室料金を徴する船舶による旅行をする場合には、運賃、寝台料金及び座席指定料金のほか、特別船室料金を支給する。 4 前2号に規定する特別車両料金及び特別船室料金は、県外旅行の場合に限り支給する。 5 前3号に規定する特別車両料金及び特別船室料金は、当分の間、旅行命令権者の認めた場合以外は、これを支給しない。 6 航空賃は、旅行命令権者が公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により航空機の利用を認めた場合に限り支給する。 7 日当は、日帰り旅行の場合に限り支給する。						

- 8 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。本表において「省令」という。）別表第2第1号の表又は第2号の表の区分の欄に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の指定職職員等の欄に掲げる額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、現に支払った額とする。
- 9 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、一般職の職員の例による。
- 10 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、一般職の職員の例による。
- 11 死亡手当は、外国旅行中の死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。